

高畠町国土強靱化地域計画

令和7年3月

山形県高畠町

【目次】

I	はじめに	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	計画策定・改定履歴	1
II	国土強靱化の基本的な考え方	
1	高島町における国土強靱化の理念	2
2	基本目標	2
3	強靱化を推進する上での基本的な方針	2
4	想定される大規模自然災害（本計画の対象）	3
III	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	4
2	「起きてはならない最悪の事態」の設定	4
3	評価の実施手順	5
4	評価の結果	6
IV	強靱化に向けた施策推進方針	
1	施策推進方針の整理	7
2	施策分野ごとの施策推進方針	7
	(1)行政機能（消防含む）	7
	(2)危機管理	10
	(3)建築住宅	13
	(4)交通基盤	14
	(5)国土保全	16
	(6)保健医療・福祉	17
	(7)ライフライン・情報通信	18
	(8)産業経済	19
	(9)農林水産	20
	(10)環境	21
	(11)リスクコミュニケーション	22
V	計画の推進	
1	計画の推進管理	24
2	計画の見直し	24
VI	別冊	
	【別表1】 脆弱性評価結果	
	【別表2】 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針	

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

国においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

本町においても、令和3年3月に「高畠町国土強靱化地域計画」を策定し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱なまちづくり」を推進してきた。

本計画の計画期間を策定から概ね5年としているが、計画策定から4年目を迎えた今年度において、本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するための取組みを一層加速する必要がある。こうした基本認識のもと、国の基本計画、山形県強靱化計画と調和した取組みを進め、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「高畠町国土強靱化計画」の見直しを行う。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、令和7年度から令和11年度までの概ね5年間とする。

4 計画の策定・改定履歴

令和3年3月 策定
令和7年3月 一部改定

Ⅱ 高島町における国土強靱化の基本的な考え方

1 高島町における国土強靱化の理念

高島町における国土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

2 基本目標

国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組み姿勢

- 本町の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本町の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進すること。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、町、町民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- 町民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地域、豊富な再生可能エネルギー資源を有することなど、本町の特性に応じた取組みを進めること。

(5) 国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性（リダンダンシー）の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、政府の取組みとの連携を図ること。

4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、広域な範囲に甚大な被害をもたらす町外における大規模自然災害についても、国土全体の強靱化の観点から、対象とする。本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

町内/ 町外	自然災害の種類		想定する規模等
町内	大規模地震		M7～8程度、最大震度7程度で建物、火災、死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に、豪雨災害が発生する等
町外	大規模地震・津波		他市町で発生する大規模地震・水害等による人的・物的被害等

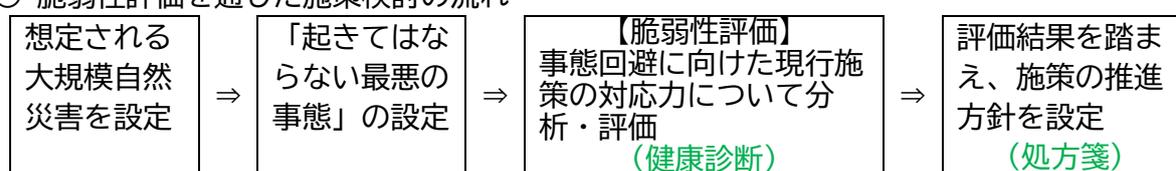
Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本町としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国及び県が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、湾岸地域や大都市に特有の事象の除外、本町の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、本地域計画では8つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標（8）		起きてはならない最悪の事態（31）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる	1-1	地震等による建物・交通施設等（1-2の施設を除く）の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域的な住宅等への浸水
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町内外の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う経済活動の停滞
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道や農業用水、工業用水の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 評価の実施手順

設定した31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、民間事業者など町以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

IV 強靱化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各部署等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

(「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表2のとおり。)

○ 施策分野

- (1)行政機能(消防含む)、(2)危機管理、(3)建築住宅、(4)交通基盤、(5)国土保全、(6)保健医療・福祉、(7)ライフライン・情報通信、(8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、(11)リスクコミュニケーション

2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について
() 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
〔 〕 内には、当該施策の取組み主体(国、県、町、民間の4区分)を記載
《 》 内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

(1) 行政機能(消防含む)

<行政機能>

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-1) [町] 《建築住宅》

- 町役場庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、高島町公共施設等総合管理計画に基づき、「新耐震基準」による建築、耐震改修、又は施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

(災害時に防災拠点となる施設の耐震化の推進) (1-1, 3-1) [町] 《建築住宅》

- 災害時に防災拠点となる庁舎や消防関連施設について、耐震化を一層促進する。

(被害発生危険性の高い地域に立地する公共施設対策の推進) (1-2) [町]

- 被害発生危険性の高い地域内に立地する公共施設について、建物の構造や各種災害のハザードマップ(町防災マップ)を確認し、嵩上げ等の改修による機能維持や施設建替え時の移

転等による機能移転など、状況に応じた対策を進める。

(避難場所の指定と整備、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [県、町] 《危機管理》

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定に向けた取組みを推進するとともに、指定にあたって必要となる施設の改修や耐震化、設備整備を行う。
- 災害時における福祉避難所の開設を支援する。
- 避難所の機能強化のため、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

(町の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [町] 《危機管理》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ確実に高島町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「高島町業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制整備を進める。

(IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [県、町] 《ライフ・情報》

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの業務継続計画(ICT-BCP)を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

(緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保) (2-4, 3-1) [町、民間] 《危機管理》

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害時における重要施設(公立高島病院など)の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や医療施設等への燃料供給の確保を図る。

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [県、町、民間] 《ライフ・情報危機/危機管理》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、県民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム(Lアラート※)、緊急速報メールの積極的に活用する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。
※Lアラート… 災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6, 4-2) [町、民間] 《ライフ・情報危機/管理》

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等における業務継続計画(BCP)や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。
- 災害時には、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する必要がある、その手段として非常に有効である同報系防災行政無線の保守整備を万全に行う。さらに、災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となることから、情報伝達手段の多重化を促進する。(1-6にも記載)

<広域連携>

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1, 3-1) [県、県内外市町、町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、他の自治体との相互応援協定を締結しているが、実効性を確保するため、他県等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」の策定を進める。

<消 防>

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進) (2-3, 3-1) [町、置賜広域]

- 災害時に防災拠点となる消防関係施設の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。

(大規模災害時の消防力の確保) (2-3) [国、県、町]

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、消防団の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び装備品の充実を図る。

(緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の低下防止) (2-3) [県、町、置賜広域]

- 他県で発生する大規模災害時に本県の緊急消防援助隊を派遣することになった場合でも、県内の災害に対応すべき消防力が低下しないよう、定期的な訓練の実施や山形県隊派遣時における県内応援体制の構築等により、県内各市町村の相互応援協定の実効性の確保を図る。

(NBC災害対策用資機材の充実) (7-2) [県、町]

- NBC災害時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、消防本部におけるNBC災害対策用資機材の充実を図る。
※ NBC災害 … 核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。

《目標指標》

- ・「災害時受援計画」の策定 未策定(R5)→策定(R7) (2-1, 3-1) 《危機管理》
- ・「情報システムの業務継続計画 (ICT-BCP)」の策定
未策定(R5)→策定(R7) (3-1) 《ライフ・情報》
- ・庁舎等町有施設の耐震化率 0% (R2) → 100% (R12) (3-1) 《建築住宅》
- ・消防ポンプ庫の耐震化率 45.2% (R6) → 90% (R20) (3-1) 《建築住宅》
- ・その他の町有施設の耐震化率 83% (R2) → 90% (R12) (3-1) 《建築住宅》
- ・同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの保守整備
保守点検を毎年実施 (4-2, 7-1) 《ライフ・情報危機/危機管理》
- ・情報伝達手段の多重化の促進 災害情報伝達手段
4種類 (R6) → 6種類 (R11) (4-2, 7-1) 《ライフ・情報危機/危機管理》
- ・燃料供給協定先との連携確認及び訓練の定期的な実施
総合防災訓練への参加 (R5) → 毎年継続 (2-4)

(2) 危機管理

<洪水対策>

(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [県、町]

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定に向けた取組みや、指定にあたって必要となる施設や設備整備を行う。
- 福祉避難所の指定に向けた取組みを一層促進する。
- 避難所の機能強化のため、引き続き、耐震化や良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

(洪水ハザードマップ〈町防災マップ〉の更新) (1-3) [国、県、町]

- 洪水時の浸水想定区域を予め住民に周知するため、国、県が指定する洪水浸水想定区域図を基に、洪水ハザードマップ(町防災マップ)を随時更新する。

(避難指示等の具体的な発令基準の策定) (1-3) [町]

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、対象河川に係る「避難指示等の具体的な発令基準」を策定し、活用を図る。

(迅速な避難活動に繋がる河川・気象情報提供の強化) (1-3,1-6) [県、町]

- 県と連携し、避難、水防活動等の迅速な対応に繋がる河川の水位や気象情報等を的確に町民に向けて発信するため、河川監視カメラを更新、増設するとともに「県河川砂防情報システム」との連携強化を図る。

(タイムラインの作成) (1-3) [町、民間]

- 災害発生 of 事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめた「タイムライン(事前防災行動計画)」を作成し、被害の最小化を図る。また、自主防災組織によるタイムライン作成等を通じた住民の自発的な早期避難体制の確立を図る。

<土砂災害対策>

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《国土保全》

- 土砂災害防止法に基づき、県が実施する基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、町が行う「土砂災害ハザードマップ(町防災マップ)」の作成、土砂災害を想定した避難訓練など、警戒避難体制の整備を県と連携して強化する。

(土砂災害に係る避難指示等の発令基準の策定) (1-4) [町]

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するため、町における発令基準の策定を促進する。

<情報伝達機能>

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (1-6,4-2) [県、町] 《行政機能》

- 町では、大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、県が平成29年度に整備した「県防災行政通信ネットワーク」を有効に活用し、県との情報伝達や被害報告等に用いる。

(災害情報伝達手段の確保) (1-6, 4-2) [町] 《行政機能》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備や災害情報共有システム（Lアラート※）、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。
※Lアラート… 災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6, 4-2) [町] 《行政機能》

- 同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムは、災害時において住民に対する防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として有効であり、今後も適切に運用する。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町] 《国土保全》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害防止法に基づき国や県から提供される土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

<応急・復旧対策>

(町の業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [町] 《行政機能》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に高島町地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、「高島町業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制整備を進める。

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

(2-2) [県、町]

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備えた非常用通信設備や急患並びに物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所の確保を検討する。
- 孤立危険性のある集落の状況を把握するため、内閣府が5年に1度調査（「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」）を行っているが、その間の状況も引き続き把握に取り組む。

(自衛隊との連携強化) (2-3) [国・県・町]

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1) [県、町内外市町、町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。
- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、県内全市町村による相互応援に関する協定や福島・宮城・山形広域圏（33自治体）、群馬県みどり市、東京都墨田区、宮城県七ヶ宿町・福島県桑折町の自治体と相互応援協定を締結しているが、実効性のあるものとするため、他市町村等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」の策定を進める。
- 大規模災害発生に備え、県や防災関係機関等と連携のもと応急・復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点などの機能を持つ広域防災拠点とともに、町の現地活動の拠点であ

る地域防災拠点の整備を進める。

- 大規模災害が発生した場合に、県内外からの支援物資を町内の避難所等へ円滑に供給するため、物資集積拠点を町内に数箇所設置する。

(「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-1) [国・県・町] 《交通基盤》

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所として確保しているが、支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備と施設の整備)

(2-1) [町・民間] 《リスクコミ》

- 町は災害ボランティアセンターの設置・運営を行う社会福祉協議会と密接に連携し、被災情報や必要な物資等を提供するなど側面から積極的な支援及び関係機関との連携体制の充実に向けた取組みを促進する。
- 災害ボランティアセンターの設置・運営を行う老朽化した施設を計画的に更新する。

(豪雪災害時の災害救助法の適用) (1-5) [町]

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

(被災者生活再建支援制度の拡充) (8-3) [国、県、町]

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

<地域防災力>

(地域コミュニティの維持) (8-3) [町、民間]

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、町と連携し、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

(自主防災組織の育成強化等) (1-6, 2-3, 4-2, 8-3) [町、民間]

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織の組織化を促進する。
- 自主防災組織と地域防災リーダーの育成を推進し、地域での災害時の初動体制・誘導体制及び組織的活動体制の確立を図る。

(食料等の備蓄) (2-1) [町、民間] 《リスクコミ》

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日から1週間分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、一定量の現物備蓄を確保するとともに、計画的に更新する。

《目標指標》

- ・ 中小河川の浸水想定に対応した洪水ハザードマップ（町防災マップ）への改訂
県で未指定（R6）→指定後改訂（R7）(1-3)
- ・ 水害に係る避難指示等の具体的な発令基準の周知

- ・新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」（令和7年1月山形県公表）に対応した危険土砂災害ハザードマップ（町防災マップ）作成（R7）（1-4）
- ・土砂災害に係る避難指示等の具体的な発令基準の策定と周知（1-4）
- ・同報系防災行政無線など情報一斉伝達システムの保守点検の実施（4-2, 7-1）
- ・情報伝達手段の多重化の促進
災害情報伝達手段 4種類（R6）→6種類（R11）（4-2, 7-1）
- ・避難行動要支援者への避難情報伝達手段の確保（個別受信機の無償貸与）（1-6）
- ・孤立危険性のある集落（金原新田、蛭沢、入蛭沢、海上小倉）における非常用通信設備整備の推進
- ・孤立危険性のある集落（金原新田、蛭沢、入蛭沢、海上小倉）におけるヘリコプター離着陸場所の確保
- ・「災害時受援計画」の策定 未策定（R5）→策定（R7）（1-6）
- ・自主防災組織率 98.6%（R6）→100%（R11）（1-7, 2-3, 4-2, 8-3）
- ・自主防災組織活動率 89.6%（R5）→100%（R11）（1-7, 2-3, 4-2, 8-3）

（3）建築住宅

<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>

（庁舎等の耐震化・維持管理等の推進）（1-2, 3-1）【町】《行政機能》

- 町役場庁舎等の不特定多数が集まる町有施設については、高畠町公共施設等総合管理計画に基づき、「新耐震基準」による建築、耐震改修、又は施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

（災害時に防災拠点となる施設の耐震化の推進）（3-1）【町】《行政機能》

- 災害時に防災拠点となる施設の耐震化を図る。特に、庁舎の耐震化については、上記のとおりに移転改築時に防災拠点としての機能を合わせ持つものとする。

（住宅・建築物等の耐震化の促進）（1-1）【国、県、町、民間】

- 町内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材、昇降機等の建築設備、ブロック塀等の耐震対策を促進する。

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）（1-2）【国、県、町、民間】

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。また、避難所の指定を受けている施設も多いため、空調設備や非常用電源の整備などの施設整備と更新を促進する。
- 社会教育施設のうち未耐震化の施設について、助成制度を活用しながら長寿命化及び改築整備を促進する。
- 放課後児童クラブの施設については「高畠町放課後児童クラブ施設整備計画」に則り、耐震基準を満たす施設への移行を進める。
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の改修や耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。

(町営住宅の耐震化の促進) (1-1) [町]

- 町営住宅については「高島町営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

(都市公園施設の整備・維持管理並びに老朽化対策の推進) (1-2) [町]

- 都市公園については「高島町公園施設長寿命化計画」に基づき、避難場所・仮設住宅の設置等にも対応できるよう、施設の老朽化対策並びに計画的な維持管理・更新を行う。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進) (1-1) [国、県、町]

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。また、老朽化した防犯灯等が倒壊し道路を塞ぐ恐れがあることから、防犯灯等の耐震対策をする。

<その他対策>

(空き家対策の推進) (1-1) [県、町、民間]

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため「高島町空き家等対策計画」に添って総合的な空き家対策を推進する。

(がけ地近接等「土砂災害警戒区域」危険住宅の安全確保の推進) (1-1, 1-2) [県、町、民間]

- がけ地の崩壊等による危険が著しい住宅の移転について、国の制度を活用した支援などにより、居住者の安全確保を促進する。

(家具の転倒防止対策の推進) (1-1) [町、民間]

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、町民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進) (1-2) [町、民間]

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

《目標指標》

- ・住宅の耐震化率 83% (H30) → 90% (R12) (1-1)
- ・庁舎等町有施設の耐震化率 0% (R2) → 100% (R12) (3-1) 《危機管理》
- ・消防ポンプ庫の耐震化率 45.2% (R6) → 90% (R20) (3-1) 《危機管理》
- ・その他の町有施設の耐震化率 83% (R2) → 90% (R12) (3-1) 《危機管理》

(4) 交通基盤

<高速交通網整備>

(高速道路及び地域高規格道路等の整備) (5-3, 6-4, 8-4) [国、県、町、民間]

- 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、町内外を結ぶ

高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、国・県に対し要望する。

- 被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路やスマートインターチェンジの整備を進める。

<道路関係防災対策>

(緊急輸送道路ネットワーク等の整備・確保) (1-1, 2-1, 2-5, 8-4) [国、県、町]

- 被災時において、食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や、救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路のネットワーク等を図る。さらに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備等と長寿命化を推進するとともに、国・県に対し要望する。

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-3, 6-4) [国、県、町]

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路ストック等点検の結果に基づき、計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施するとともに、国・県に対し要望する。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

(孤立集落アクセスルートの確保) (2-2) [国、県、町]

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設の長寿命化を推進するとともに、県に対し要望する。

<鉄道関係防災対策>

(鉄道施設の耐震化・防災対策の促進) (5-3, 6-4, 8-4) [国、県、町、民間]

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

<豪雪対策>

(暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-5) [国、県、町]

- 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

(道路の防雪施設の整備) (1-5) [国、県、町]

- 各道路管理者(国、県、市町村)においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

(道路の除雪体制等の確保) (1-5) [国、県、町]

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各道路管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の担い手不足や人材育成、除雪機械の老朽化などの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

(「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-1) [国、県、町]

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所として確保しているが、支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

《目標指標》

- ・ 道路防災点検要対策箇所の点検診断と整備 (1-1, 2-1, 2-2, 2-5, 5-3, 6-4, 8-4)
- ・ 緊急輸送道路に係る道路橋耐震補強対策の促進 (1-1, 2-1, 2-5, 8-4)
- ・ 孤立危険性のある集落へのアクセスルートに係る道路橋耐震補強対策の推進 (2-2)
- ・ スマートインターチェンジの整備促進 (R8) (5-3, 8-4)
- ・ 高速道路等へのアクセス道路の整備 町道上在家上寝鹿線整備 (R8) (5-3, 8-4)

(5) 国土保全

<洪水・土砂災害対策>

(農地・農業用施設等の保安全管理の推進) (7-3) [県、町、民間] 《農林水産》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保安全管理を推進する。

(治水対策の推進) (1-3) [国、県、町]

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、河川改修などの整備を国・県に要望していく。

(河川管理施設の維持管理) (1-3) [国、県、町]

- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《危機管理》

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した避難訓練など、町が行う警戒避難体制の整備に対する支援を強化する。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町] 《危機管理/国土保全》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

<復旧復興対策>

(迅速な復興に資する地籍調査の推進) (8-4) [県、町]

- 土地境界の明確化を図る地籍調査は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであるが、進捗率は東北6県では最も低いことから、町の計画に応じて推進する。

≪目標指標≫

- ・ 農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保全管理する活動面積のカバー率
65.8% (R6) → 70% (R11) (7-3) 《農林水産》
- ・ 地籍調査の進捗率 27.2% (R5) → 28.8% (R11) (8-4)

(6) 保健医療・福祉

<医療機関等の非常時対応>

(公立高島病院での非常時対応体制の維持) (2-4) [町]

- 公立高島病院では、自家発電設備を備え、3日分以上の燃料を備蓄しており、今後とも、災害が発生した場合にも町民に対し安全な医療を提供するため、当該備蓄の常時維持を図る。

(透析医療の非常時対応体制の整備) (2-4) [町]

- 透析患者数は横ばい傾向にあるが、週3回程度の透析治療が必要である。透析医療を実施している公立高島病院においては、災害発生時においても自家発電装置及び貯水槽の整備により透析治療を提供できる体制を維持する。

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) (2-5) [町、民間]

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-5) [県、町、民間]

- 各社会福祉施設の防災対策について、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行うとともに、福祉版DMA Tにあたる災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

<防疫対策>

(防疫対策の推進) (2-6) [国・県・町・民間]

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。
- 災害時の感染症の拡大防止を図るため、消毒ポイントの設置及び消毒ポイントにおける消毒作業を円滑に実施する。

《目標指標》

- ・ 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチン（第2期）の接種率
91.4%（R5）→ 95%以上（R7）（2-6）
- ・ 予防接種法に基づく四種混合ワクチン（破傷風を含む）接種率
71.3%（R5）→ 60%以上（R7）（2-6）

（7）ライフライン・情報通信

<エネルギー>

（エネルギー供給事業者との連絡強化）（5-2,6-1）[県、町、民間]《産業経済》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と町との連絡体制を強化する。

（再生可能エネルギーの導入拡大）（6-1）[国、県、町、民間]《産業経済》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱など家庭・事業所及び公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

<水道>

（水道施設の耐震化・老朽化対策の推進）（2-1,6-2）[県、町]

- 災害に強い強靱な水道を構築するために、水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

（災害時の応急給水体制などの整備）（2-1,6-2）[県、町、民間]

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材の整備を進める。
- 災害時相互応援協定に基づき、各種関係事業者と応急給水体制の連携強化を図る。

<下水道等>

（下水道に係る業務継続計画（BCP）並びに施設耐震化等の推進）（6-3）[県、町]

- より実効性のある下水道BCP及び下水道施設のストックマネジメント計画を推進する。
また、下水道施設のストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める。

（農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進）（6-3）[県、町]《農林水産》

- 汚水処理施設について、災害時の停電による冠水を防止するため、非常用エンジンや自家発電機の設置を進めるとともに、適切な維持修繕を施すなど、老朽化対策を促進する。

（合併処理浄化槽への転換促進）（6-3）[県、町]

- 高島町生活排水処理施設整備基本計画に基づき、既存単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

<情報通信>

(災害時における住民等への情報伝達体制の強化) (4-2) [町、民間] 《危機管理/行政機能》

- 災害時の住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として非常時に有効な同法系防災行政無線について、適切に運用する。
- 災害情報を伝達する場合、一つの手段で行うより、複数の手段を活用することで、より確実に住民への情報伝達が可能となることから、情報伝達手段の多重化を促進する。

(IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [町] 《行政機能》

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムのICT-BCP(情報システムの業務継続計画)を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、ICT-BCPの実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたモバイル端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、より一層モバイル端末の整備を進める。

《目標指標》

- ・ 水道の基幹管路の耐震化率 21.6% (R6) → 57.9% (R11) (2-1, 6-2)
- ・ 重要施設における下水道管路の耐震化 2% (R5) → 10% (R10) (6-3)
- ・ 合併処理浄化槽の普及率(対人口) 13.0% (R6) → 16.5% (R13) (6-3)
- ・ 町有施設への再生可能エネルギー設備の導入 42.8% (H26) → 49.6% (H28) (6-1)
- ・ 公共施設のうち設置可能な建築物(敷地含む)の約50%以上に太陽光発電設備を設置する。(R12) (6-1)
- ・ NTT東日本とのレジリエンス強化推進に関する連携協定(R5)の継続
- ・ 情報通信事業者の総合防災訓練への参加 1社(R6) → 3社(R11)

(8) 産業経済

<企業活動>

(企業の事業継続計画(BCP)の策定促進) (5-1) [町、民間]

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する。

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信) (7-4) [国、県、町、民間]

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

<エネルギー>

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [国、県、町、民間] 《ライフ・情報》

- 家庭・事業所及び公共施設への太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (5.2, 6-1) [国、県、町、民間] 《ライフ》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者との連絡体制を強化する。

《目標指標》

- ・ 町内企業の事業継続計画（BCP）策定率 未調査（R6）→調査実施（R7）(5-1)
- ・ 災害発生時における被害情報の周知体制の確立 (7-4)

(9) 農林水産

<食料供給>

(食料生産基盤の整備) (5-4) [県、町、民間]

- 災害が発生した場合であっても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

(食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止) (5-4) [県、町、民間]

- 有害鳥獣による食料（農産物）及び生産基盤（農用地及び関係施設）等の被害防止に向け、駆除や追い払い対策を含めた総合的な対策を行うため、対策を実施する組織の維持及び能力の向上を図るとともに、電気柵をはじめとした被害防止施設の整備を推進する。

<農林漁業施設の耐震化・老朽化対策>

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [県、町、民間] 《国土保全》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う地域資源（水路、農道等）の保全管理を推進する。

(林道施設の耐震化・長寿命化対策の推進) (7-3) [県、町]

- 林道として管理している林道橋について、定期的な診断を実施するとともに、点検結果に基づき、施設の耐震化及び老朽化が進んだ施設の長寿命化対策を計画的に実施する。

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2) [県、町、民間]

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

(地すべり防止施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進) (1-4, 2-2, 6-4, 7-1, 7-3)

[国・県、町]

- 地すべり防止施設等の土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。また、災害発生時の避難や救援等に備えた林道の整備などインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進) (7-1) [国、県、町] 《危機管理》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検・耐震診断を実施し、補強の必要なため池について順次整備を行う。併せて、決壊により多大な影響を与えるため池については、有事の際、最新の情報を基に住民が避難できるよう、これまで作成・公表した「ため池ハザードマップ」の更新を定期的に行う。

《目標指標》

- ・農村地域防災減災事業（大谷地地区、鈴沼地区、細谷地区、柏木目地区）の推進 (6-2, 7-3) 《農林水産》
- ・農山漁村地域整備交付金事業（高島・和田地区）の推進 (6-2, 7-3) 《農林水産》
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（窪田地区）の推進 (6-2, 7-3) 《農林水産》
- ・有害鳥獣の捕獲数 年1,705頭 (R6) (7-3) 《農林水産》
- ・ナラ枯れ等による二次被害対策の実施面積 1.2ha/年 (R1) → 2.5ha/年 (R6) (1-5, 2-2, 7-1, 7-3)

(10) 環境

<災害廃棄物対策>

(災害廃棄物処理計画の推進) (8-1) [県、町]

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき、組織体制や災害廃棄物処理方法をまとめた「高島町災害廃棄物処理計画」を令和2年3月に策定した。計画に則った災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

(千代田クリーンセンターへの輸送路確保) (8-1) [県、町、置賜広域]

- 置賜広域行政事務組合の千代田クリーンセンターへのアクセスルートが法面崩壊等により通行不能となった場合に備え、同施設への輸送路を置賜広域行政事務組合や関係市町と連携しながら確保する。

(経済活動を阻害する災害廃棄物処理の支援) (8-1) [県、町、置賜広域]

- 近年頻発する異常気象及び台風等に起因した豪雨災害により発生する災害廃棄物について、営農等の経済活動が阻害されることを防止するため、迅速に廃棄物処理が行われるよう処理体制の整備を図る。

(有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施) (7-2) [県、町]

- 化学剤等の拡散・流出を想定した防災訓練等を実施し、有害物質の大規模拡散・流出の場合における対処能力の向上を図る。

≪目標指標≫

- ・高島町災害廃棄物処理計画に基づく訓練の実施 (8-1)
- ・化学剤等の拡散、流出を想定した防災訓練等の実施 未実施 (R6) →実施 (R11)

(11) リスクコミュニケーション

<防災教育>

(防災教育の充実) (1-6) [県、町、民間]

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、ホームページなどで実施している防災知識の普及啓発について、啓発内容の充実等を図る。
- 自主防災組織の充実と意識の向上を目的に、防災教育指導者研修会を開催するほか、民間団体等における防災教育の取組みを周知するなど、防災教育の充実を図る。

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起) (1-5) [県、町]

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

(食料等の備蓄) (2-1) [町、民間] 《危機管理》

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日から1週間分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。町における備蓄については、一定量の現物備蓄を確保するとともに計画的に更新する。

<防災訓練>

(防災訓練の充実) (1-6) [町、民間]

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練や災害時要配慮者を対象とした避難訓練など、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む。

<要配慮者支援>

(災害時の要配慮者支援の促進) (1-6) [町、民間]

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な「避難行動要支援者名簿」を適宜更新するとともに、個別計画を作成する。

<関係機関との連携・人材育成>

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [町、民間] 《危機管理》

- 町は、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う町社会福祉協議会と密接に連携し、被災情報や必要な物資等を提供するなど側面からの積極的な支援及び関係機関との連携体制の充実に向けた取組みを促進する。

(建設関係団体との連携強化) (8-2) [県、町、民間]

- 町は、各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結している

が、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

(復旧・復興を担う人材の育成) (8-2) [県、町、民間]

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を図る。

≪目標指標≫

- ・協定団体と連携した防災訓練の実施(毎年) (8-2)

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部局を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。